

国分寺市指定外医療機関予防接種費用 助成制度のご案内(要事前申請)

里帰りや入院などの事情により、実施指定医療機関以外の医療機関で定期予防接種を受けることを希望し、事前手続を行った上で接種を受けた市民に対し、費用の全額または一部を助成します(※1)。

助成の流れについては裏面をご確認ください。

【対象者】 接種時に国分寺市に住民登録のある定期接種対象者(※2)

【注意事項】

- 助成金を受け取るためには、予防接種を受ける前と受けた後の合計2回の申請が必要です。
- 予防接種を受ける前に申請をしていない場合は、助成金を受けとることができません。
- 認定された期間、医療機関、及び種類以外での予防接種は助成対象となりません。
- 医療機関を変更される場合は、接種前の申請が再度必要となります。
- 1年以内に接種できる予防接種を、一度にまとめて申請することができます。
- 償還払いとなるため、いったん費用を全額自己負担する必要があります。

※1 予防接種の種類ごとに助成上限額がございます。

※2 子どもの定期接種及び高齢者インフルエンザ・肺炎球菌定期接種が対象。

お問い合わせは

国分寺市 健康部 健康推進課 ☎042-321-1801 FAX 042-320-1181
〒185-0024 国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ内

裏面へ

助成までの流れ(接種前と接種後に合計2回の申請が必要です!)

☆①接種前のお手続き☆

インターネット(東京電子申請・届出サービス)で申請いただくか、次の必要書類を健康推進課(いずみプラザ1階)へご提出ください。

東京電子申請・届出サービスQRコード →

※東京電子申請・届出サービスは令和6年4月1日から有効になります。

【郵送・窓口での必要書類】

□申請書兼依頼書発行願(市HPページ番号1015146に様式あり)

※依頼書は、最大1年の有効期間で発行しますので、1年の間に接種することができる予防接種をご申請ください。

□母子手帳の出生届出済証明のページ(P.1)及び予防接種の記録のページ(p.50前後)の写し(被接種者が子どもの場合)

□高齢者肺炎球菌接種券(被接種者が高齢者肺炎球菌希望者の場合)

□障害者手帳の写し(被接種者が高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ希望者で60~64歳の場合)

※生活保護世帯の方・中国残留邦人等生活支援世帯の方は、接種後の申請時に証明書を提出していただきます。

子どもの定期接種



高齢者の定期接種



お手続きに1~2週間程かかりますので余裕をもってご申請ください。

承認通知書と依頼書を国分寺市より送付します。
接種後に必要となる書類も同封します。

認定された医療機関へ依頼書を提出し、予防接種をお受けください。

- ✓依頼書の有効期間内に接種を受けてください。
- ✓接種費用はいったん全額自己負担になります。
- ✓医療機関で領収書と明細書(※3)と予防接種の記録の控え(予診票の写しや母子手帳への記入)を受け取ってください。接種後の手続きに必要になります。

☆②接種後のお手続き☆

インターネット(東京電子申請サービス)または郵送・窓口で健康推進課に助成金交付申請を行ってください。東京電子申請サービスのURLや助成金交付申請書類は、上記接種前のお手続きの後に、承認通知書に同封してご案内します。

【郵送・窓口での必要書類】

□助成金交付申請書(承認通知書に同封されています。)

□予防接種の領収書の写し(接種したワクチンごとの金額が記載されているもの・記載が無ければ明細書も必要)

□予防接種実施確認書類の写し(予診票等の接種記録が記載されたもの/母子手帳の写しも可)

□生活保護受給証明書または中国残留邦人等支援証明書の写し(高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の希望者で該当者のみ)

申請期限は接種日から1年以内

市が内容を審査後、助成金交付(不交付)決定通知書をお送りします。助成金は、指定された金融機関の口座に申請を市で受付した日の翌月末頃までに振り込みます。

(交付決定通知書発送から約2週間後)

※3 明細書は、領収書に接種したワクチンの金額とワクチン名が記載されていない場合に必要。